

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建設政策課	整理番号	1-7
許認可等の種類	測量標又は測量成果の使用(公共測量)			
根拠法令条例等・条項	測量法第39条において準用する同法第26条、測量法第44条			
許認可等の概要	公共測量の測量標又は測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量測量計画機関の承認を得なければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令の規定において言い尽くされているため言い尽くされているため)</p> <p>【参考】測量法第44条第2項 測量計画機関は、前項の承認があった場合において、次の各号のいずれかにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請手続が法令に違反していること。 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 <p>なお、「測量標の使用」についても、上記に準じる。</p>			
基準の制定根拠	測量法第44条第2項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日から14日			
期間の制定根拠	国土地理院長からの平成26年8月25日付国地総務第87号の技術的助言による			